

第 3 6 回環境安全委員会 議事要旨（案）

1. 開催日時 平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日（金） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 8
2. 開催場所 ホテルルートイン東京東陽町 2 階 大宴の間
3. 出席者 中杉委員長、小安委員、木下委員、榎本委員、細田委員、関戸委員、
綾部委員、風祭委員、前川委員
（環境省）中尾課長、今井課長補佐 （順不同）
4. 議 事（公 開）

【議題 1】平成 2 8 年度上期 東京 PCB 処理事業所の操業状況について

資料 1 に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 これは 8 月の時点でしたか。 8 月時点では計画に対してかなり遅れているという話なのですが、今後の、その後の状況についてはどうなのですか。

○JESCO 最初のページの方を見て頂きますと、現状は 8 月までの状況の図になっております。計画に対して現状の実績の方は、「計画」の点線に対して「実績」、緑の線があると思いますが、現状はこの様に追いかけております。こちらにつきましては、点検明けから確実な処理を遂行しております。これで何とか年度末に追い付く形になるかと考えております。

○委員長 これは、図 5 はかなり追い付いているというふうに見えるけれども、他の所はまだ余り明確に追い付いてはいないですが、大丈夫ですか。

○JESCO 何とか年度末に追いつく予定です。

○委員長 後ろが切られているのは初めから。

○JESCO はい。

○委員長 これは、全体に毎年 5 ~ 6 月が定期点検なので、年度始めは寝ていて、それから上がって来る感じ。こういう事が起こっても 1 年間で見て元に戻って来れば良いのですけれども、ちょっと心配ですね。年間で見た時に 100 を超えて。

○JESCO 今、数字の方は 8 月末までの数字を御説明しておりますが、間もなく 10 月も終わろうとしておまして、7 ~ 9 月の第 2 クォーターの方でしっかり実績を残しまして、10 月も計画をコンデンサーの方は何とか上回る、トランスも計画値を上回る形で今はやっておりますので、4 月のショートが第 1 次案件の 4 ~ 6 月、5 ~ 6 月が定期点検ですので大きくマイナスになってしまったのですが、7 月から順調に年間の搬入計画を年度末までに順次、月遅れはありますけれども調整して、年度ではしっかり実績を残したいと考えております。

○委員長 後の運転トラブルの話についてはこれで対応していったという事ですよ。

○JESCO 議題（3）の所で、対応については詳しく説明させて頂きたいと思っております。

○委員長 全体に、台数と重量というのはちょっとはつきりしないというか、大きなトランスの大きなものと細かなものとかはだんだん小さくなっているのですかね。そうでもない。台数で見ていくのと重量で見ていくのと、どちらも必ずしも正確ではないのですね。それで、一番水熱で、PCBがどれくらい分解できたかという。

○JESCO 先ず、水熱のPCBの処理は順調に行っていて、その解決としては。トランスの油とかが大きく起因しますけれども、台数というのはトランスの場合はすごく変わりますので、大きいもので重量あるものが今はすごく多くなっております。中型・小型が少ないという事で、グラフ上の台数の方は少な目にどうしても数字が出てきます。

○委員長 ちょっとそこが計画の所とのずれというのと、最後のこの後に御説明頂く長期処理計画の所でも、余り台数だけ見ていてはいけないし、処理重量だけで見ていてもいけないし、ちょっとその辺の所をしっかりと毎年毎年のずれというのを、単に数字が合った合わないだけではなくて、その中身を見て頂いて評価をして頂く必要があるかと。

○JESCO はい。

○委員長 そうしないと、最後の所に大きなものが来たり、細かいものがたくさん来たり。多分、細かいものというのは前処理の所は結構意見があるのかなと思うのですが、そうでもないのですか。

○JESCO 小さいものは、設備もいろいろな対応がありますので、大きくネックにはならないです。ただ、大きいものは処理した時に同じステージを占有してしまうという事で、大きいものがどの様に改善していくか。そこは非常に注意しています。

○委員長 とりあえず、こういう実績だと。環境に影響を与えないようにできているかという面では、きちんと動かしているという事でございます。

【議題2】平成28年度 東京PCB処理事業所 長期処理計画について

資料2に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 御説明頂いたけれども、全く分からないという人もいます。私の方から事前に打ち合わせをした時に、東京PCB処理事業所の事業部会、事業所内の管轄内にあれが処理できるかどうかという検討をしている専門家の部会があります。そちらの資料を流用されているという事。これでは、この環境安全委員会の主張にならないと申し上げたのですが、時間が無かったので、このまま利用させて頂いて、私の方はちょっと概略的ですが、お話しさせて頂くと、4ページの所に表3というのがあります。これが、未処理残作業が環境省データで1,794台、それに多分、表4、これは間違えていたら事務局の方で修正を頂ければと思うのですが、車載変圧器が28台、超大型が5台。33加えて、2,827台というのは、11ページの所の処理量に合っている。

それから、東京事業所で処理しなければいけないのは、今の所1,827台です。それに対して、こういう経過ですという事で、平成34年までに1,827台、東京で処理していきますとい

う資料を、次回からそういう資料の作り方をして下さいと申し上げました。こういう説明です。実際には、これは安定器については北海道PCB処理事業所に持って行ってしまいうので、統計としてはある意味で関係ないと言ってしまって、事業所としては関係ない、中まで入って来ない。だから、この表に東京事業エリアでやらなくてはならないものに対して、11ページの表11の様な経過が分かって来ましたという話です。そういう事ですよね。

○JESCO　そういう事です。

○委員長　次回からは、そういう様な形で説明して頂いていて、この東京事業部会に出される資料は、附属資料として出して頂く様に。そういう修正をお願いしました。今回は時間が無かったのでこれで勘弁して下さい。

一応、計算でやらなければいけないものについて協議していますという事と、「環境省データ」というのは、環境省が推測したデータで、「JESCO登録」というのは実際に登録している数で、これがかなり少ないのは事務局の方の説明でいくと、環境省データの中にはPCBが入っていると思ったけれども、入っていなかったとかいうものがあるとか。JESCOの登録の中にも、PCBが入っているわけではないという所がありますので、ちょっと少なくなる可能性があるというのが一方。

もう一つは、環境省のデータでも把握できていないし、JESCOにもまだ登録していないというものがあるので、これから増えてくる要素がある。そこら辺の所は随時見直しをして、直して頂く必要がある。その環境省のデータも、自治体の掘り起こしを含めて、今、一生懸命やっている所ですので、直ったら組み合わせて、11ページの表11を書き直していく、という事になるかと思っています。

そんな所で、今はまだ不確かな所があるので、期待を持って言うと、これなら環境省の把握しているデータは上回らないのではないだろうか。そうすると、少し前倒しできるかもしれないという期待が持てる。

いずれにせよ、PCBの全体の処理計画を検討している委員会で申し上げたいのは、平成34年度はこれからもう超えますから。それに合わせる様な形で計画を作って下さい。そういう意味では、未処理の濃度を把握していく事はこれから非常に重要になって来る。それをしっかりやって下さいと申し上げたい。

という事で、先ずこんなものがこれから部会毎に数字を新しくして出して頂く様にお願いして、この委員会としてはそれについて、いろいろ御意見を申し上げるという事になるのだと思うのです。そういうものだという事で、先ず、最初に御説明をしておいて、御質問・御意見を頂ければと思います。

○委員　今の中杉先生の御説明で、我々も何となく理解ができた所ですが、その変圧器とコンデンサーについては、JESCOの登録と環境省のデータの数が違うという事で、ただ、それも含めた今後の処理計画というのが11ページに示されて、例えば、変圧器でいうと、今年の議会では環境省データの1,794台プラス5ページの28台と5台で33台を加えて1,827というのが11ページの一番右上の数字と理解していいのだと思うのです。

今の御説明を聞くと、変圧器類とコンデンサー類が34年までの仮のこの計画を見ますと、平成34年の数字が大分下回っているの、かなり前倒しでできるという理解でいいのだと思いますが、ちょっと気になるのが、安定器の先程の説明で、「これまで東京事業所でやる予定が、28年度から北海道事業所で処理される事になる」とありますが、28年度といってももう10月ですから、上半期を過ぎたわけですよ。では、現在他の事業所であの時どれぐらい東京分の処理しているのか。これを教えて下さい。

それから、「今後、処理を断念して北海道の事業所において処理を行う事となる」とありますけれども、すべて今、東京に置いてあるものを全部北海道で処理してくれるのですか。ということは、東京でやる必要もないのかという事です。

○JESCO 1点目です。9月30日現在で東京を中心とした安定器の総量が92と分かっております。

○委員 それは北海道ですか。

○JESCO はい。今後は、全て北海道の方で処理をするという事になっていますので、東京の台数も全部北海道に持って行く。

○委員長 それは、今も一応、国の計画の中で回ったといいますか、やりとりして東京は一部が引き受ける。北海道事業エリアといっても実際には北海道ではなくて本州の中に一旦運んで来るわけです。それは、こちらでやりますから、安定器は向こうでやってもらうという整理をしたものですから、それは東京事業所はやらなくていいのだと理解していいのだらうと思います。

○委員 済みません。もう一点確認させて下さい。ちょっと戻る様になりますが、先程、今年の実績で目標数値に行かなかつたら4月のトラブルによる結果だという御説明がありましたが、この議題の(3)で「スラリ供給配管の設置」という事で関連して来ると思うのですけれども、今後、こういったトラブルの再発の恐れというのは無いのか。その辺をどうお考えになっているのでしょうか。

○JESCO スラリ配管については議題の(3)で御説明を致します。そこで、スラリが詰まったという事の御説明をするのですが、それが詰まる事によって濃度「高高」になって止まったのですけれども、濃度「高高」に至るには水熱を止めた時の手順の所で、しっかり二度と再発しないように手順の方は改めましたので、閉塞防止という事と、後は濃度「高高」に直接作業手順となった所は見直しまして、類似した所は発生しない対策を、再発防止をしっかり取りました。

○委員 大丈夫なのですか。

○委員長 実際には、これまでも問題があった所は直して対応になるのですけれども、次の問題が出るという事を繰り返しているのです。だんだんだんだん潰して来ているので、そういつまでも同じ事が、今度はここがというので順番にやっていく回数は少なくなって来るだらうと考えられるので、私が先程、当初は今年も今年度も少々は遅れているけれども1年間見れば元に戻るという確認はしているのは、そういう事もあり得るだらうと。だ

けど、1年トータルしてみれば、何とかなるのではないかという、そういう見通しを持ってやらなければいけないのだと思います。

もう一つは、次々と起こりそうなものが落ちて来るという確率は少し少なくなるだろうという事が一つ想定されるのと、もう一つは、装置は長く使っているという事によって劣化してきます。それによって、そういう事が起こる可能性はないわけではない。そこら辺の所は事業部会の専門家の方も管理を十分、長期の劣化対策というのも少し考えて頂いているので、それで頑張ってくださいと言うしかない。

こちらとしては、それがうまくいかなかったら、ごめんなさい、延ばしてくれというのは認めないよと、私は申し上げているという段階です。それはもう十分、JESCOの方も承知して頂いていると理解しています。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 1つだけ、私の方で気になったのは、表4です。廃粉末活性炭の260が、これは東京事業所によるわけですね。それに対して、表11の方は、「廃粉末活性炭 *4」の所の最後の数字が210になっている。これはどういう事か。

○JESCO 260というのは対象として検討した設備であります。北九州と大阪、発生する事業所と協議を進めておりますが、配管が閉塞したという事で、これから改善の工事を行いまして、試運転の動きとかがあるのですが、来年度の7月からしっかり運転再開の計画をしております。そこで積み上げていった数字が210となります。

ですので、当初の260には未達なのですが、北九州と大阪事業所との連携をとりまして、総トータル210トンの廃粉末処理を東京でやる形を考えております。

○委員長 そこら辺ははっきりして頂かないと、榎本委員が言われた様に、安定器については北海道事業所がやってくれるのだよねという話で、北海道事業所の方も同じ様な状況が出てきて、それでは東京事業所でしょうがないから幾つか引き受けるよという事になりかねないのです、そういう事をしていると。そこら辺はきっちりしておかないと、例えば、これは210トンといっても平成34年度はまだ動いているわけですね。そこでどれだけの積み上げがあるのか分かりません。全部で260になる様に計画を作らないとおかしいのではないですか。それをやっていると、各事業所間で、うちはやはりできないよ、おまえの所で、元々の所でやってくれという話になりかねない。ちょっとそこら辺はきっちりした計画を作って頂かないと。

○JESCO 廃粉末活性炭については、当初、国のエリア間の移動という事で、160トンの最大量を決められたという経緯がありますけれども、その後、当事業所それから相手側と北九州・大阪と調整をしまして、この廃粉末活性炭の処理については、2つの事業所で処理ができないというわけではなくて、処理をするに当たっていろいろと課題があるという事で、その一部を東京事業所に持ってきて処理をしましょう。そういうふうな経緯があります。

本来、こういうトラブルがあって処理が停滞しているという中で、この処理の欠損部分

については、その後の処理に回すのではなくて、その時点で一応、これはもう処理ができないという事で29年度以降、当時の260トン積み上げたうちの内訳という事で計画を立ててございます。そういう事で、最終的には260に達しないのですけれども、今後の処理を十分にやる事によって、210トン確保していこうと考えております。

○委員長 それであれば、表4も直さなければおかしいのではないですか。つじつまが合っていないという事は、約50トンは処理できないのではないか。実際にこういうのをきっちり作って頂かないと、不信感を招くだけですよ。

○JESCO 当初。

○委員長 いや、当初もそうだったら、当初はそういう理由でこう直した。その数字を作って頂かないと、今度一覧表にして下さいといった時に、必ず欠損が出てきてしまう。

○JESCO その分野から、報告を受けて。

○委員長 だから、一番最初のデータ自体がどんどん変わっていくわけです。今の説明を聞いていると、非常に不安なのです。最初のデータがこうで、この場合は北九州と大阪に戻せばいいという話なのだけれども、他の所も数字が変わってくるわけです。トランスにしるコンデンサーにしる、減ってくればいいのですけれども、増えてきた時に、もうこの計画でやっていますからこれ以上はできませんといったら、今日はできない事になるではないですか。その数に合わせて計画を作って頂く必要があるのです。

だから、260が210になったのなら、これこれこういう理由で210になったという事をちゃんと説明頂いて、それに合わせて作ります。そうしていかないと、実際この委員会としては、本当にできるのかという疑問を持ってしまいます。実際にこれを説明して、この資料の公開をしていくわけですから。こうやってやりとりしていると説明は分かりますが、そういう210に減るなんていう事は全然どこにも書いていないのです。こんなのをやられたら、それでやはり処理計画はできていないのだという話になりかねないですから。

随時、これは委員会毎に処理の数字も変わってきます。最初の処理しなければならない量に、未処理量というのでも変わって来ます。未処理量に合った処理計画を出して頂くという様な形でお願いをしておきます。

【議題3】水熱分解設備 スラリ供給配管の設置について

資料3に基づき JESCO より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 基本的には、詰まっていたのが2つあって、理由はページする液の量が少なかったという事と、流していない時があった。その両方を改良したのが11ページのやり方であるという事で、一応、事業部会の方で御了承を頂いたので、これからやっているという事ですね。これは、工事自体は他の工事で止まる時に同時にやるという事で、その工事で遅れるという事はない見込みであると。

○JESCO はい。

○委員長 これであまくいくだろうという事ですね。

○JESCO はい。

○委員 この新しく御提示頂いたものでは詰まりがない事を前提としている様なのですが、詰まりがないという確証を今後どういう形で検証していくのかというのを考えていけば教えて頂きたいのですが。

○JESCO 配管が閉塞しない様に調査した結果から対策をしっかりとっておりますので、それが詰まっているかどうかというのは運転の流量とか圧力とか、そういう運転状態で確認をしていきます。

今回は、もう少し気を付けたのが、もし詰まってもメンテナンスできる様な形でバルブの方の構成を行いまして、しっかりパージしても詰まらない対策をしたのですが、万が一、詰まっても点検はできる様な構造を配慮してございます。

○委員 その点検というのはどこの部分で点検するのですか。

○JESCO これが新たな配管経路ですけども、この遮断弁です。ここに手動バルブがありますけれども、こういったバルブが新たに設置されましたので、この部分については1,200キロの流量、水が通りますので、まず閉塞はしないと思っておりますけれども、このバルブを閉める事によってこれよりも手前側の閉塞が万一起きた場合にも、水熱を遮断し、関係を絶つことができます。

という事で、今回トラブルが起きた時には、バルブが無くて降圧した時に止むを得ず中に入って行ってしまった、バルブが無いために、そういう事態になりました。今回は、そういった事がない様にバルブ構成をしっかりしていますので、もし詰まっても水熱を停止する際にPCBの放火を受けることは無いと考えています。

○委員長 多分、今の御説明はスラリの方はもう一回詰まったら、詰まりそうだったら止める。止めた時に、前の状態だとスラリだけを止めるのではなくて、水熱も止めなければいけなかった。だけど、今回はあそこで遮断できるので、スラリの所は止めるけれども、水熱の方は動かす事はできる。そういう手当てをした。こちら側をもし止めるのならば、こっち側だけ止めると考えた。そんな事があってはいけないと。

ただ、その下の方のバルブです。先程、安井さんは1,200流れると言ったけれども、11ページの70ですよ。

○JESCO パージの方は70です。

○委員長 70ね。

○JESCO はい。

○委員長 だから、あそのパージの所をもう少し量を調整できる。逆に言えば、全体は1,200流れるのでしょうか。そのうちの70をこっちに回しているから、もうちょっとそれを多くすればこっちもできるのではないかなという感じがするけれども、そうはなっていないのね。これは管の太さとかですか。

○JESCO 70リットルという事でしっかり流している所は閉塞がない事を確認できている

ので、その成功例で今は70としています。若干の調整はきくと思いますが、先ずその状態で運転して確認していきたいと考えております。

○委員長 4月頃にはどうかというのも、4月頃かもうちょっと先か分からないですけども、実際には流れている所を確認しながらやって頂ければと。一応、これで今は見えるのであれば、早く対策した方がいいと思いますので。

○JESCO はい。

【議題4】東京PCB処理事業所における取り組み意識等に関するアンケート結果への対応について、資料4に基づきJESCOより説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 もう少し教育をして頂く必要があるだろうという判断で実証して頂いたという事になります。それから、これから追い込みに入る営業の人、少し心配だという意見が当委員会からも出たので、営業の方にも。

○委員 私からは、アンケートを前回の委員会ですべて、これを生かすという取り組みをされているという事は、良い事であると評価致します。

その結果をまとめられて、そしてこのまとめられた結果というのもまた、その次に活かされるのだと思うのです。というのは、全て否定的などというやはり心配ですよ。前回の委員会でもその様な発言というか、御指摘もあった様に伺っておりますけれども、だとすると、この研修を受けて、そして新たな実地を受けて、そしてこの後またどうなったのかという様な、そういうのがまた具体的なアンケートというか、それがやはり最適だと思うのですけれども、それはどうなのかという事。

あと、特にヒヤリハットの問題とか、分からなかったというのはいいと思うのです、学べばいいから。ところが、そうではなくて、どちらかというところに対してのやる気というか興味が無い様な気がするのです。極めて大切なお仕事をされている。また、安全を国民に担保する。そういう様なお仕事をされているという誇りを持ってやって頂かなくてはいけない時に、それに対して興味を持たないという事に関しては、例えば面接だとか、個別にお話をして、前向きな方向に歩いていける様な御指導を今後されていくのか。それとも、その辺の所をこのアンケートを踏まえてどの様にされていくのか。この事について伺いたいと思います。

○JESCO こういう形でアンケート、それから教育を実施致しました。教育の中でも試験等を行って現場に生かしたという事があります。特に、このJESCOの事業におきましては責任がある程度あってという事で、また人員の入れ替わりもある程度起こって来ますので、今後はちょっと教育の方については強化していこうと。今、身につける事とか、先程もございました、JESCO自体の意味とか、そういうのを含めながら教育の方を実施していきたいと思っております。

アンケートにつきましては、ちょっとこの後、どういう形で行うかというのはまだ具体

的には無いですが、また本社と摺り合わせをして実施していきたいと考えております。

○委員長 委員が御指摘された件も踏まえて、参考にして頂いて、今後の事を少し考えて頂く。繰り返して、時間がなかなかとれないかもしれない。繰り返してやって頂くという事が必要かもしれませんね。

○委員 ありがとうございます。

【議題5】ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要について、資料5に基づき環境省より説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 基本的には「廃棄の義務付け」という所で、JESCOがやらなければならない。今度は事業所がやらなければならない、処理しなければいけない機器の数がはっきりするという事になります。そこまでは、できるだけ「掘り起こし調査」の所で精度を高くして頂いて、JESCOの方もしなければいけないのですが。JESCOの方としても、持ち込みはできるだけ早く届出をしてもらわないと、受け入れが成り立たないという事になりますので。そこら辺の所は営業の方にしっかり頑張ってもらいたいと考えております。

○委員 短く伺いたいと思いますけれども、課題について、自治体に立入権限が無いのだという事になっておりますけれども、これは今回の法改正に準じるのなら、法改正においても自治体に関しては立入権限とかをなぜ付与されていないのかという事と、本日は環境省の中尾課長さんも御在席でございますが、これは最後、法改正というのがあるのか。

それと、現実的に難しいのかもしれないのですけれども、最後のまとめで仰りました、結局その行政代執行まで踏まえても、現実的にはそれはすごく難しいという事を言った時に、この実際にやる「掘り起こし調査」においては、立入権限の強化が大事なのだという事をまさに今、御説明された。その時に、課題と評価という事をどの様に考えて、具体的に、例えば江東区だとか東京都だとかいう現場においては、どの様な事をやっていく事がこの権限の強化の中で、法の中で自治体に権限が無いとするならば、何をなす事ができるのかという事をちょっと伺いたいと思います。

○環境省 ちょっと私の説明が悪かったと思う所が先ずございまして、この課題を書いている所は、法改正前の状況でございます。申し訳ありません。

というわけで、今回の法律で立入調査権限を作りましたという事でございます。これはできるようになりました。そういった中で、全体の話として自治体の方々とどうやっていくかという話かなと私どもは思っております、全国に政令市も含めて自治体が115ありまして、これは一緒にこの調査全体の工程をやっていかなければという所でございますが、先ず、その掘り起こしという事で、一番最初の今持っていらっしゃる、届出をしている方々の電気事業法で補足されているトランス・コンデンサーみたいなものを届出されている方々が88万事業者前後いらっしゃいます。この辺の方々にはもうアンケート調査をして頂

いて、その回答できちんと確認してもらおうという事を先ずはやっているという事でございます。そのあたりは、環境省からも掘り起こしのマニュアルを周知したり、その背景を周知しながら取り組みを進めている所でございます。

まだちょっと東京事業所は後数年ございますけれども、期限が近い所につきましては、かなりアンケート自体も1巡目、2巡目という所もあって、事業者の方々には良く認識をして頂いて、自分の手元に本当に残っていませんかという事をやって頂いている所でございます。

自治体の方からは、国に対しては全国的な広報とか、そういったものをしっかり取り組んで欲しいという御要望を頂いていて、そういう所は国としてもきちんと考えていきたいと思っている所です。

最後、要は今回の改正で「代執行」という極めて重い決断になりますので、こういった所にできるだけ行かない様にはしたいのですが、最後の期限が本当に来てしまって、誰も委託する人がいないという状況であれば、それは最後をせざるを得ないという所でございますので、全体は本当に、殆どの事業者さんの方に「代執行」なり「改善命令」なりをしなければいけないのかという事を、ある意味で論学的に見据えながら、その日のうちにどのような形の指導をして頂いて、この「改善命令」は最後の年しかできない形になっていますので、最後の年の4月を迎えた時に、どのような形の命令を掛けて頂いてという所まで見据えて、今の段階では掘り起こしの方を進めていく事をちょっと計画的に、今回のこの法改正がありましたので、進めていって頂きたいという事を考えている所でございます。

○委員 承知しました。

○委員長 これは最後のページにあります。左端の上の所に「報告徴収・立入検査権限の強化」というのが載っています。そういう形です。

【議題6】その他、ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について、参考資料に基づきJESCOより説明、質疑応答があった。主な意見は以下の通り。

○委員長 このPCN入りのトランス油については、今の所は東京事業所に持ち込まれる中には把握していない。

○JESCO 現状、残っているものでは把握していない。

○委員長 万が一見つかった場合、大阪事業所の処理技術と東京事業所の処理技術が異なる技術なので、万が一東京事業所に持ち込まれるものにPCNが入っていくという事が判明した場合には、JESCOの方で大阪事業所と同じ様な処理実験をして頂いて、確実に処理ができると確認して頂くという事でお願いをしております。

一応、そういう事でJESCOの方は御回答頂いておりますので、そういう対応をして頂けるだろうと思っています。